令和９（2027）年度
保育所等利用申込み案内



保育所等を利用できる児童

□ 周南市に住民票がある

□ 保護者（両親または児童を養育している者）が**月６０時間以上の就労などにより**保育を必要とする要件がある（次ページ参照）

申込期間

★４月１日入所希望

一次	令和８年１１月２０日（金）～令和８年１２月１１日（金）
二次	令和９年　１月１２日（火）～令和９年　２月　５日（金） ※求職活動での申込みは、二次での受付となります。

★年度途中の入所希望

利用開始希望月の３か月前から前月初日まで

提出書類

◆子どものための教育・保育給付認定申請書（2 号・3 号認定用）兼利用申込書

◆保育を必要とする要件の証明・その他証明書類（次ページ参照）

◆保育所等利用申込時の発達状況等調査票

◆個人情報に係る同意書・確認書

※様式は市ホームページ「令和 9 年度保育所等の申込について」からもダウンロードできます。（右記二次元コードより確認できます。）

◆申請する方の本人確認として運転免許証、マイナンバーカード等顔写真付きの身分証明書のご提示をお願いします。

提出先　周南市こども保育課　保育幼稚園担当　☎（0834）22-8455
または総合支所市民福祉課

郵送の場合の送付先

〒745-8655　周南市岐山通１－１　周南市こども保育課　保育幼稚園担当

※６ページ「郵送での保育所等利用申込みについて」参照

保育所等を必要とする要件の証明

保育を必要とする要件	証明となるもの	認定日から利用できる期間
就労 **（月６０時間以上）**	就労証明書（様式あり） （個人事業の場合は営業許可証、確定申告書、個人事業開業届等の写しを添付）	就労期間
妊娠、出産	母子健康手帳の表紙と分娩予定日のページの写し	出産予定日前後８週間のうちの必要な期間
保護者の疾病 保護者の障害	医師の診断証明書（様式あり） 医師の診断証明書（様式あり） または手帳の写し及び障害状況申告書（様式あり）	診断証明書に記載された期間または手帳の有効期間
同居親族の常時介護・看護	看護申立書（様式あり）及び 医師の診断証明書（様式あり）	診断証明書に記載された期間
就学	在学証明書または在籍証明書 就学時間及び就学日数のわかるもの	在学期間
求職活動 （起業準備含む）	求職活動支援機関等利用証明書 （様式あり）	６０日間

※その他、災害復旧、虐待・ＤＶなどの要件での必要書類については、お問い合わせください。
※各書類の証明日について、新年度入所希望の場合は申込み案内配付以降の日付、年度途中の入所希望の場合は利用開始希望月の３か月以内の日付で準備をしてください。
※利用期間は、原則、保育を必要とする要件が発生した日の属する月の１日から要件が終了する日の属する月の末日までとなります。

その他証明書類

◆令和８年１月２日以降、周南市へ転入した方は次の書類が必要です。
『令和８年度市民税所得課税証明書』
※詳細は、５ページ「令和８年１月２日以降、周南市へ転入した方」参照

◆世帯に在宅障害児（者）がいる場合
※詳細は、５ページ「在宅障害児（者）がいる世帯」参照

保育時間

保護者の就労時間等により下表のとおり、保育標準時間と保育短時間のどちらかを保育必要量として決定します。ただし、求職活動での利用は保育短時間認定となります。

保育必要量	保育所等利用可能時間	月の就労時間
保育標準時間	最長１１時間	１２０時間以上
保育短時間	最長８時間	１２０時間未満

※８ページ「保育短時間」認定について参照

育児休業中の保育所等の申込み

育児休業の復帰予定月からの利用申込みが可能です。
復帰予定月は、就労証明書で確認します。就労証明書の**「9. 育児休業の取得期間」**
「11. 復職（予定）年月日」の欄を必ずご記入のうえ、お申込みください。
復職しない**、退職した場合、内定取り消しまたは退所になります**。
※利用開始月の初日以降に、復職しないこと等が判明し退所となった場合、利用の有無に関わらず保育料は発生します。あらかじめご了承ください。
保育所等に入所できなかった場合の育児休業給付金の延長手続きについて、利用保留通知書と併せて、申込書の写しが必要となります。申込前に必ず写しをとって保管しておいてください。
※詳しくは、厚生労働省ホームページをご確認ください。

教育・保育給付認定

保育所等の利用を希望する場合は、「子どものための教育・保育給付認定２号認定（満３歳以上）又は３号認定（満３歳未満）」を受ける必要があります。
※新年度に係る申請の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、3 月末までに認定します。

＜参考:子ども1人あたりの教育・保育に通常要する費用＞

（令和7年度月額平均） 0歳児　242,881円 1・2歳児　146,406円 3歳児　74,692円 4歳以上児　61,475円	利用者負担額	保育料として保護者が負担（3歳未満児） 3歳以上児は無償
	公費負担額	国・県・市が負担 給付を受けるためには、教育・保育給付認定が必要。ただし、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、各施設が保護者に代わり受領（法定代理受領）

保育料（利用者負担額）

保育料は、保護者（両親または児童を養育している者）の市民税額（住宅借入金等特別控除等の税額控除は適用なし）と児童の年齢、保育必要量で決定します。

ただし、保護者（両親または児童を養育している者）に一定の収入がない場合、同居の祖父母の市民税額で保育料を算定します。

４月１日時年齢	４月～８月	９月～３月
０歳～２歳	令和８（2026）年度市民税額に基づく保育料	令和９（2027）年度市民税額に基づく保育料
３歳～５歳	無償　※ただし、給食費は実費負担	

※０歳～２歳児の給食費は、保育料に含まれます。

◆保育料の支払い方法◆
私立・市立保育所、市立認定こども園➡口座振替
私立認定こども園、地域型保育事業所➡納入方法については、各施設で異なりますので、利用決定後、各施設にお問い合わせください。

利用期間

利用期間は、小学校就学始期までの保育を必要とする期間となりますが、その間、定期的に保育を必要とする要件を調査します。

申請内容変更の届出

家庭状況や保育を必要とする要件等が変更になった場合は、認定変更の申請が必要です。速やかに、各園またはこども保育課へ届出ください。

・就労状況（勤務先、勤務時間等に変更、育児休業を取得するとき等）
・家庭状況（転出、出産、死亡、結婚、離婚、再婚等があった場合）
・住　　所（電話番号等連絡先の変更）
・退　　所（保育を必要とする事由の消滅、転出、死亡など）

※保育料等の変更は、事由が発生した日の翌月１日からとなります。

年齢表

令和９年４月１日現在

年齢	生年月日		
0歳児	R8(2026).4.2	～	
1歳児	R7(2025).4.2	～	R8(2026).4.1
2歳児	R6(2024).4.2	～	R7(2025).4.1
3歳児	R5(2023).4.2	～	R6(2024).4.1
4歳児	R4(2022).4.2	～	R5(2023).4.1
5歳児	R3(2021).4.2	～	R4(2022).4.1

周南市こども保育課　検索